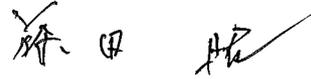


新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（職員以外の者の旅費）

第11条 条例第3条第8項の規定に定める職員以外の者の旅費については、職員（事務局長を除く。）に支給される旅費の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が特に必要があると認める職員以外の者の旅費については、事務局長に支給される旅費の例によることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員以外の者の旅費は、その用務及びその他の理由によって旅行命令権者が必要と認める場合においては、これを増額し若しくは減額し又は支給しないことができる。
- 4 職員以外の者に旅費を支給する際には、請求書を提出させないことができる。
- 5 職員以外の者の旅費の支給方法については、その都度旅行命令権者が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。